

第2次 佐倉市産業振興ビジョン
(令和2年度～令和13年度)

令和2年3月
佐倉市

はじめに

本市は、市民の日常生活を支える商業や、県内でも屈指の内陸工業団地を中心にさまざまな活動を展開する工業、豊かな自然環境を活かした農業、さらに市内に数多く残る歴史・文化資源を活かした観光等、多様な産業がバランス良く営まれているまちです。こうした本市の産業振興に関する基本的な事項として、地域経済の発展及び市民生活の向上を図ることを目的とした佐倉市産業振興条例に基づき、平成 23 年に「佐倉市産業振興ビジョン」を策定し、産業振興施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

近年の少子高齢化や人口減少の進行をはじめとした社会経済情勢が変化する中、市内事業者等の多くの方々の積極的な参画を得ながら、このたび、令和 2 年度を初年度とする「**第 2 次佐倉市産業振興ビジョン**」を策定いたしました。

第 2 次佐倉市産業振興ビジョンは、目指すまちの姿を「**人がうまれ 職がうまれ にぎわいがうまれるまち 佐倉**」とし、産業の 12 年後を見据えた中長期的な観点から、商工業・農業等に係る施策の方向性を定めています。

また、観光に関しては、着実かつ戦略的な施策の推進を図るため、本市として初となる「**佐倉市観光ランドデザイン**」を定め、「**歴史の趣き、自然の恵み 『となりの観光地・佐倉』～気軽に、繰り返し、楽しめるまち～**」を目指していきます。

本ビジョンの実現にあたっては、市が中心となり、産業経済団体等との連携のもとで成し遂げていくことが重要であり、同時に、地域産業は市民生活への関わりが深いものとなりますので、市民の皆さまにおかれましても、これらの取組にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、ビジョンの策定にあたりご尽力を賜りました「佐倉市産業振興推進会議」委員の方々をはじめ、市民意識調査等、さまざまな機会を通して貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました市民の皆さま、並びに関係各位に心より御礼申し上げます。

市民の皆さんと一丸となり、「オール佐倉」でにぎわいのある元気なまちをつくりましょ
う。

令和 2 年（2020 年）3 月

佐倉市長 西田 三十五



目 次

はじめに

第1章 第2次佐倉市産業振興ビジョン策定の趣旨・背景……………1

| | |
|--------------------------|----|
| 1. 佐倉市産業振興ビジョンとは…………… | 2 |
| 2. 本市の経済基盤、産業構造…………… | 4 |
| (1) 人口動向…………… | 4 |
| (2) 本市の税収構造…………… | 5 |
| (3) 地域経済循環率…………… | 5 |
| (4) 事業所・従業員の状況…………… | 6 |
| (5) 業種別の構造…………… | 6 |
| (6) 農業者数…………… | 7 |
| (7) 経営耕地面積…………… | 7 |
| 3. 産業を取り巻く現状、課題等…………… | 8 |
| ◆商工業等…………… | 8 |
| (1) 深刻な人手不足…………… | 8 |
| (2) 生産性の伸び悩み…………… | 10 |
| (2)－① 「稼ぐ力」の停滞…………… | 10 |
| (2)－② 先端技術導入への取組の遅れ…………… | 12 |
| (3) 事業者数の減少…………… | 13 |
| ◆農業…………… | 14 |
| (1) 農業者の減少や高齢化…………… | 14 |
| (2) 農業の収益性低下…………… | 15 |
| (3) 生産基盤の整備の遅れ…………… | 16 |
| (4) 経営、災害等のリスク増加…………… | 17 |

| | |
|------------------------------|-----------|
| 第2章 第2次ビジョンの取組方向及び講じる施策 | 19 |
| <第2次ビジョンで目指すまちの姿> | 20 |
| <第2次ビジョンの取組方向及び講じる施策> | 20 |
| ◇商工業等振興 | 21 |
| 基本方針（1） 多様な人材の就労促進 | 21 |
| 基本方針（2） 企業の競争力強化 | 25 |
| 基本方針（3） 新たな事業者の増加 | 28 |
| 基本方針（4） 市内事業者が佐倉で活躍し続ける環境づくり | 30 |
| ◇農業振興 | 33 |
| 基本方針（1） 農業の担い手の確保と強化 | 33 |
| 基本方針（2） 競争力のある農産物の生産 | 34 |
| 基本方針（3） 生産性が高い農業生産基盤の整備 | 35 |
| 基本方針（4） 災害などに強い農業の推進 | 36 |
| 第3章 第2次ビジョンの実現に向けて | 37 |
| 1. 各主体の役割分担と連携 | 38 |
| 2. 国・県・市の施策の周知・啓発 | 38 |
| 3. 第2次ビジョンの進捗管理、見直し | 39 |
| 【資料編】 | 41 |
| 資料① 佐倉市産業振興条例 | 42 |
| 資料② 本文補足資料 | 48 |
| 資料③ 本文注釈 | 75 |

第1章

第2次佐倉市産業振興ビジョン策定の趣旨・背景

第1章 第2次佐倉市産業振興ビジョン 策定の趣旨・背景

1. 佐倉市産業振興ビジョンとは

本市は、産業基盤の安定及び強化、中小企業の競争力の強化、企業立地の促進、雇用機会の拡大等を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に資することを目的として、佐倉市産業振興条例を制定しました。(平成22年4月1日施行)

本条例第7条の規定に基づき、産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成23年に佐倉市産業振興ビジョン(以下「第1次ビジョン」)が策定され、中間年の平成27年度に一部見直しを行い、これに基づき各種産業振興施策を推進してきました。

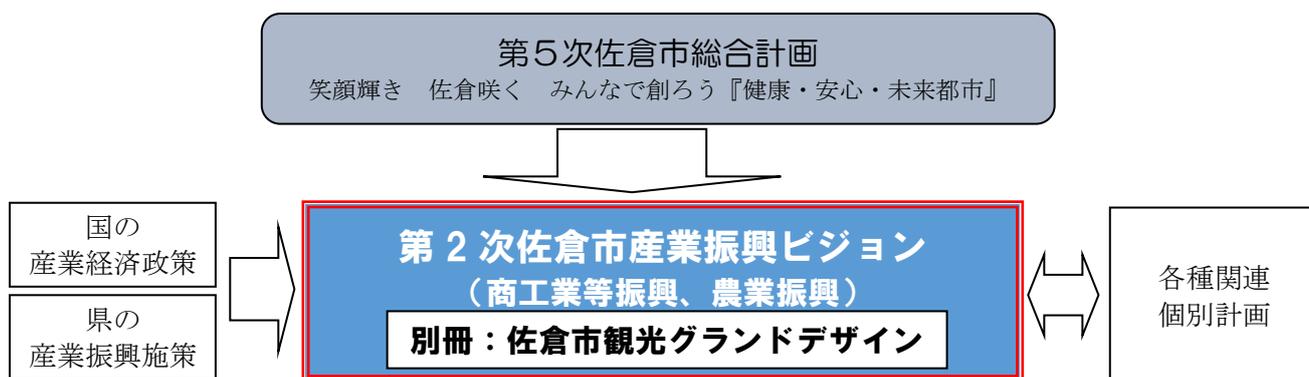
この間、少子高齢化の進行、東日本大震災をはじめとする大規模災害、米中関係や日韓関係の緊張、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)の締結、「日本再興戦略」による訪日外国人旅行者の増加、ICT*¹社会の進展等、産業にも影響を与えるさまざまな社会経済情勢の変化が起こってきました。こうした中で、市の最上位計画である「第5次佐倉市総合計画」が令和2年度から開始されることを踏まえ、第1次ビジョンの計画期間を終了し、同計画の期間と合わせて、第2次佐倉市産業振興ビジョン(以下「第2次ビジョン」)を策定するものです。

●第2次ビジョンの位置付け

本市では、「笑顔輝き 佐倉咲く みんなで創ろう『健康・安心・未来都市』」を将来都市像とする「第5次佐倉市総合計画」(計画期間：令和2年度～13年度)を策定し、まちづくりの基本方針として「地域の資源を活かした活力と賑わいのあるまち」を掲げています。第2次ビジョンは、本方針を実現するための個別計画として位置付けられるものです。

また、本市の関連する個別計画との整合を考慮するとともに、国や県の政策の動向を踏まえたものとしています。

なお、観光分野については、歴史・自然・文化といった旧来から本市に根付く観光資源を活かした総合的かつ戦略性のある観光振興のあり方を明確に示すため、より深掘りした課題整理や施策、取組の詳細を位置付けた『佐倉市観光グランドデザイン』を第2次ビジョンの別冊として策定することとします。



●第2次ビジョンの期間

第2次ビジョンの計画期間は、本市における最上位計画である第5次佐倉市総合計画と期間を合わせ、令和2年度から13年度までの12年間とします。

●第2次ビジョンの策定プロセス

第2次ビジョンの策定に先立ち、市内事業所、農業従事者に対するアンケート調査や市内産業団体・企業へのヒアリングを実施し、現状や課題等について分析を行うとともに、産業関係者代表、消費者代表（公募）等で構成される佐倉市産業振興推進会議（以下「推進会議」）において検討を重ねました。

○事業所アンケート（平成30年度）：市内476事業所から回答

○農業従事者アンケート（平成30年度）：市内農業従事者を対象。回収票数 983票

○企業・団体ヒアリング（平成30年度、令和元年度）

- ・商工会議所 部会等との意見交換会：建設業部会（2名）、サービス業部会（3名）、工業部会（4名）、商業部会（4名）、青年部（5名）、女性会（6名）
- ・千葉県中小企業家同友会佐倉支部との意見交換会（5名）

○推進会議

| | |
|------------|---------------------------|
| 平成31年3月22日 | 次期ビジョン策定に向けた現状と課題の整理について |
| 令和元年11月22日 | 次期ビジョンに向けた課題整理と取組の方向性について |
| 令和2年1月30日 | 第2次ビジョン（素案）に係る意見交換 |



産業振興推進会議（令和2年1月30日開催）

*資料編「資料③ 本文注釈」（75～82頁）参照

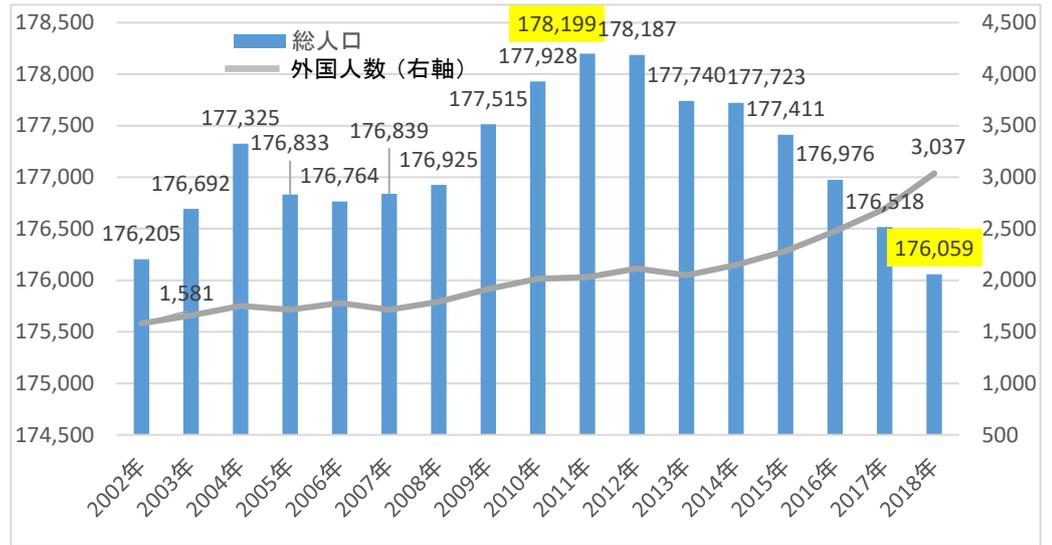
2. 本市の経済基盤、産業構造

(1) 人口動向

平成 23 (2011) 年の約 17.8 万人をピークに減少傾向となっており、平成 30 (2018) 年現在で約 17.6 万人となっています。

一方、外国人数は増加傾向にあります。

【出典】住民基本台帳（各年 3 月末、外国人を含む）



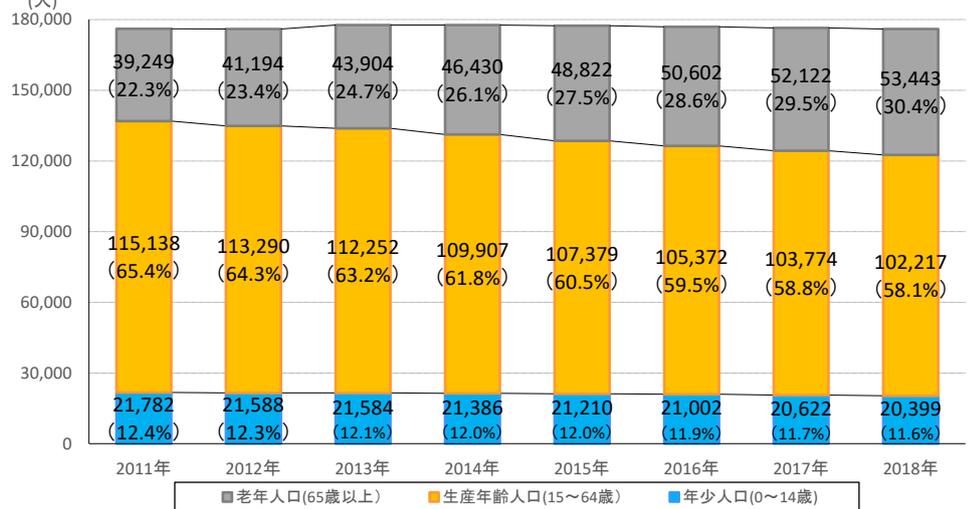
●年齢階層別人口

老年人口が増加し、年少人口及び生産年齢人口が減少しています。

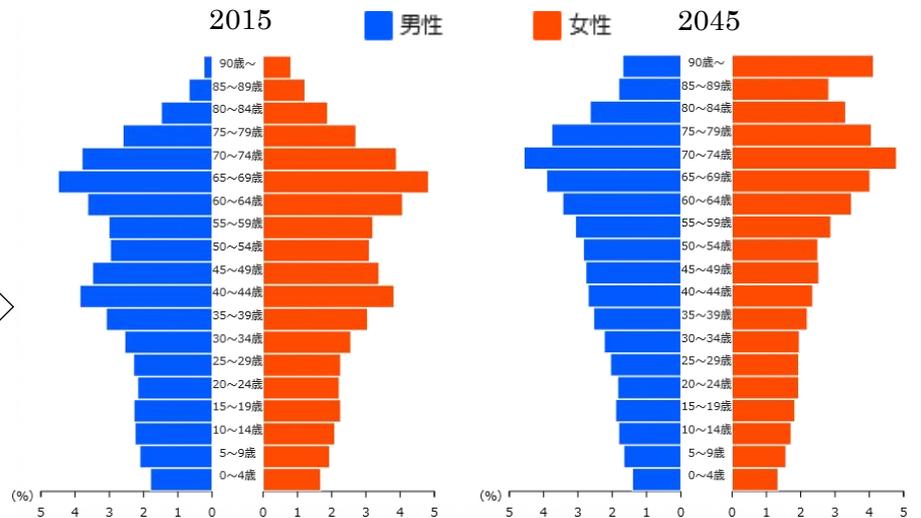
また、平成 30 (2018) 年 3 月に、高齢化率（＝老年人口÷総人口）が 30%を超えています。

生産年齢人口の減少に伴い、産業界に人手不足が生じることが懸念されることから、これを補うため、増加する高齢者層をはじめとする多様な人材が活躍できる環境整備が求められます。

【出典】住民基本台帳（各年 3 月末、2011 年、2012 年は外国人を含まない）



【出典】RESAS（地域経済分析システム）のデータを加工して作成



【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
【注記】2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値。

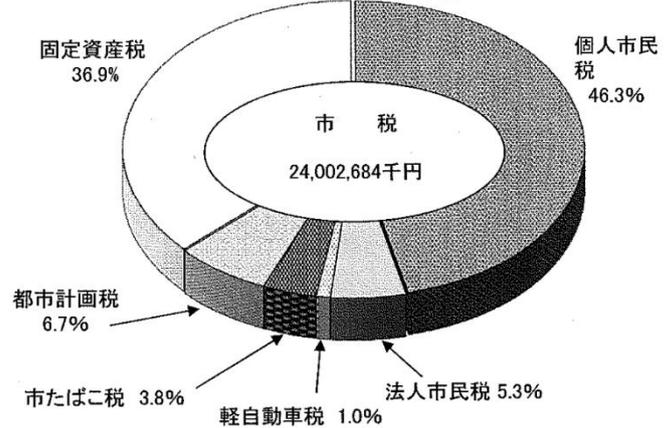
(2) 本市の税収構造

平成 29 年度市税収入の 46.3%を個人市民税が占めています。これは全国平均 (35.5%) (※) や県平均 (39.3%) (※) と比較しても高い割合であり、個人市民税に大きく依存した税収構造と言えます。

生産年齢人口が減少傾向にある中であっても、税収を維持し、持続的な行政運営を行うために、固定資産税や法人市民税の増加等によるバランスの取れた税収構造とすることが求められます。

(※) 全国又は県内の市の同割合を単純平均したもの

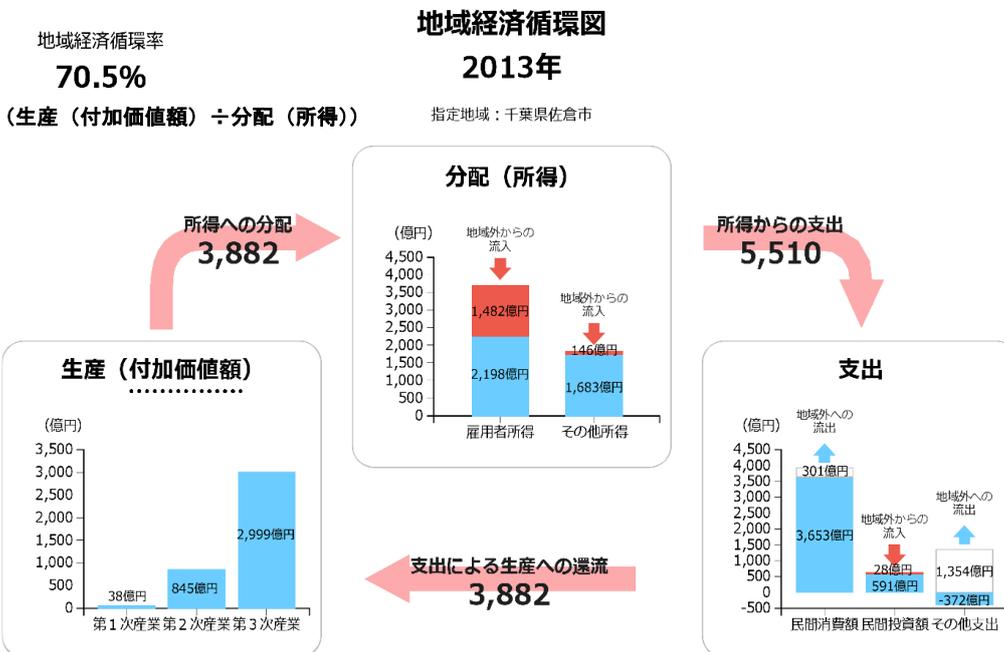
一般会計当初予算の市税の構成
〔平成29年度〕



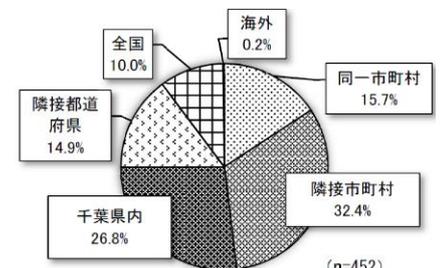
【出典】平成 29 年度市税概要

(3) 地域経済循環率

地域経済の自立度を示す「地域経済循環率」は、県全体の 84.1%に対し本市は 70.5%と 10 ポイント以上低く、301 億円の民間消費が市内から地域外に流出しています。これはさまざまな要因が合わさった結果ではありますが、地域経済の好循環を生み出すため、地域内で仕入れ、生産、販売を行う傾向が強い中小企業等に対する支援を強化するとともに、地域において新たな経済循環の輪を創る企業誘致や創業支援を進める必要があります。

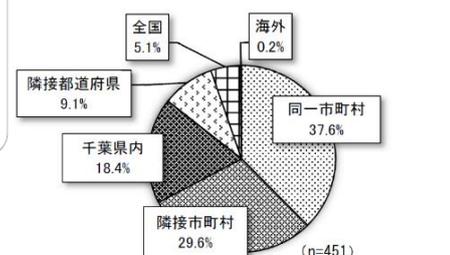


県内小規模企業の製品・商品等の仕入先



(出典) 全国商工会連合会 2014年「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」再編加工

県内小規模企業の製品・商品等の販売先



(出典) 全国商工会連合会 2014年「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」再編加工

| 自治体 | 佐倉市 | 千葉県 |
|---------------------|---------|---------|
| 地域経済循環率 | 70.5% | 84.1% |
| 民間消費額における地域内外からの流出入 | △301 億円 | 4158 億円 |

【出典】RESAS (地域経済分析システム) のデータを加工して作成

【出典】第 4 次「ちば中小企業元気戦略」(千葉県)

(4) 事業所・従業員の状況

平成28年の経済センサスによると、本市の事業所数は4,381事業所、従業員数は49,722人です。前回調査（平成24年）と比較し、事業所数は微減、従業員数は微増しており、これは全国の動向と同様です。

事業者の減少は、域内調達、域内消費、域内雇用の減少につながる恐れがあり、地域社会に与える影響が大きいことから、創業支援や事業承継支援等により地域経済の活力の維持・増進を図るとともに、既存事業者の積極的な事業展開を支援する必要があります。

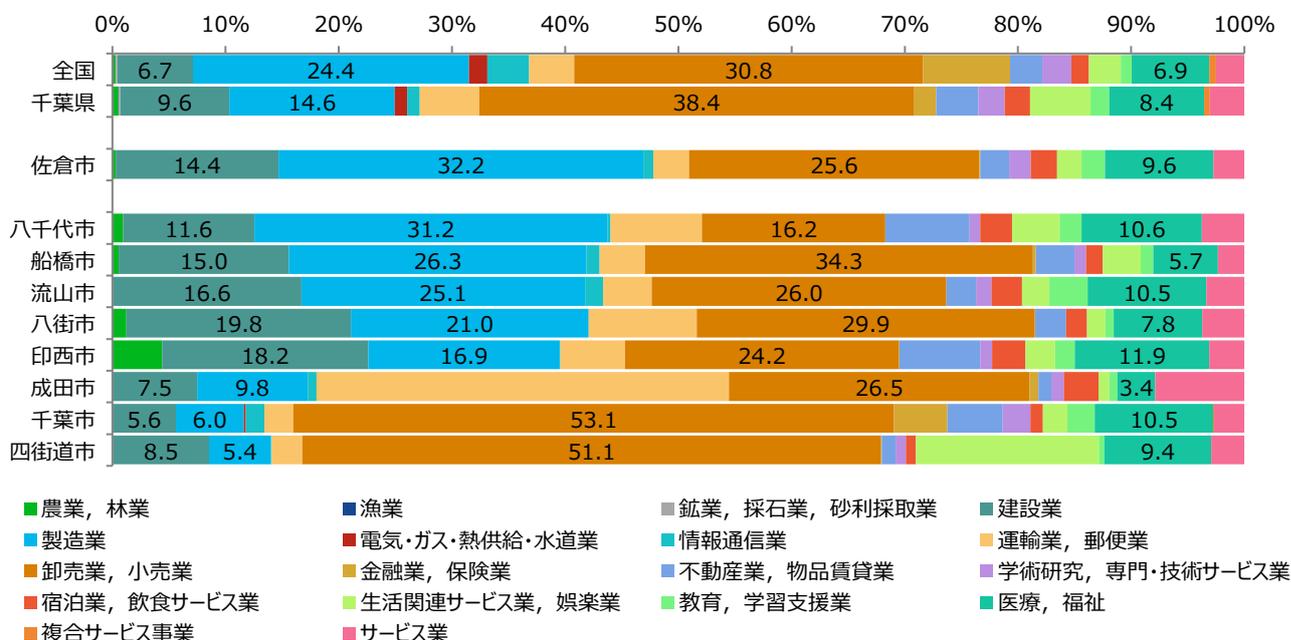
| 年 | | H24 | H28 | 比率 |
|-----|------|------------|------------|--------|
| 佐倉市 | 事業所数 | 4,411 | 4,381 | 99.3% |
| | 従業員数 | 47,650 | 49,722 | 104.3% |
| 全国 | 事業所数 | 5,453,635 | 5,340,783 | 97.9% |
| | 従業員数 | 55,837,252 | 56,872,826 | 101.9% |

【出典】平成24年・平成28年経済センサス 活動調査

(5) 業種別の構造

市内事業所を業種別に見ると、製造業が約3分の1を占めており、これは近隣自治体や国・県平均と比較して多いことが特徴となっています。中小製造業の事業者が今後も市内で成長し活躍し続けることが、本市の産業振興に大きく寄与するものと考えられます。

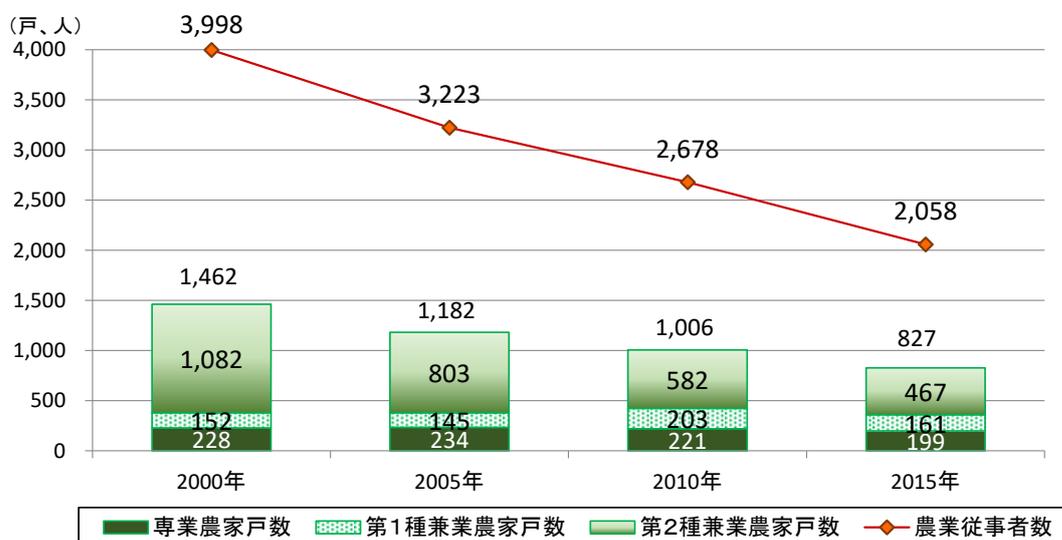
産業大分類別に見た売上高(企業単位)の構成比(2016年)



【出典】RESAS（総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」再編加工）を加工して作成

(6) 農業者数

農業従事者数は平成 12 (2000) 年から平成 27 (2015) 年にかけて半減しています。専業農家数は微減ですが、特に第 2 種兼業農家数が顕著に減少しており、本市農業の将来を担う農業の担い手確保と、経営規模の拡大に対応した農地の集約化が求められます。

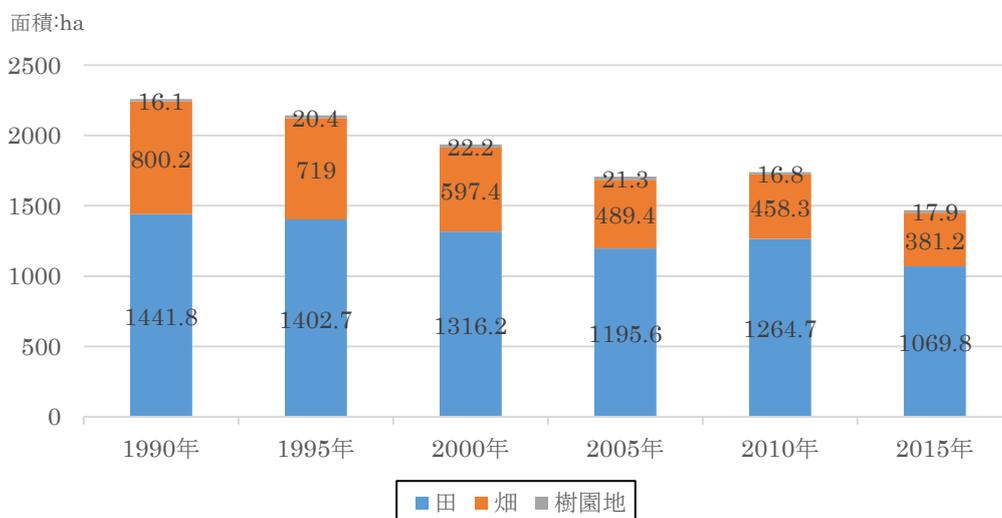


【出典】2015年農林業センサス

- ・専業：世帯員のなかに兼業従事者（1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者または農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家
- ・兼業：世帯員のなかに兼業従事者が1人以上いる農家
 - －第1種；農業所得>兼業所得
 - －第2種；農業所得<兼業所得
- ・農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者

(7) 経営耕地面積

経営耕地面積は、平成 2 (1990) 年から平成 27 (2015) 年にかけて、約 35% (約 800ha) 減少しています。農地の減少による農業生産の低下や農村人口の減少、農村地域のインフラや生活サービスの維持の困難化等が懸念されることから、農地の流動化や基盤整備等を進めつつ、農地の減少を抑える必要があります。



【出典】2015年農林業センサス

3. 産業を取り巻く現状、課題等

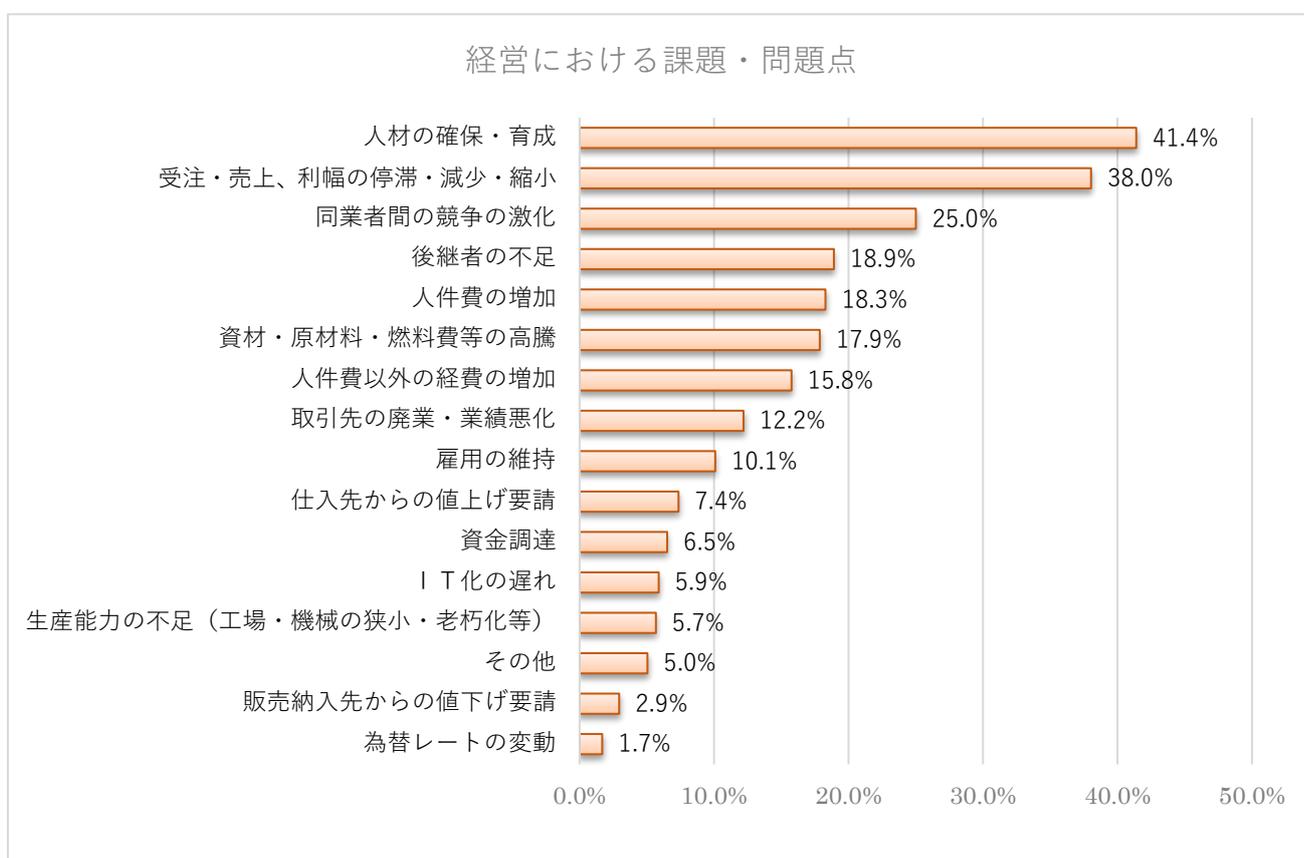
国の調査・報告（『中小企業白書』、『農林業センサス』等）や、推進会議における意見交換、市内事業所・農業従事者アンケート、団体ヒアリング（商工会議所等）等から、産業を取り巻く現状と課題等を抽出し、以下のとおり分野別に整理しました。

（資料編「資料② 本文補足資料」（48～74頁）も併せてご参照ください。）

◆商工業等

（1）深刻な人手不足

- 市内事業所の経営における課題・問題点として最も多く挙げられているのが「人材の確保・育成」（41.4%）であり、「人件費の増加」（18.3%）、「雇用の維持」（10.1%）とあわせ、多くの事業者が人材・雇用関連を経営課題としています。



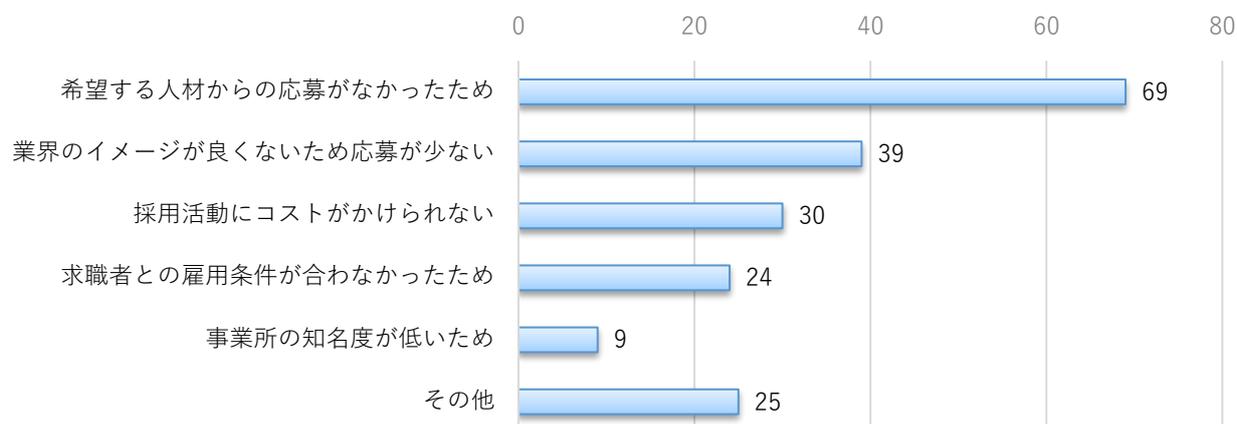
- 生産年齢人口の減少（4頁参照）、大卒予定者や転職者の大企業志向等により、中小企業の人手不足が深刻化しています。特に新卒の中小企業求職者数は中小企業求人数の約10分の1程度となっており、中小企業は若年者採用に苦戦しています。
- 人手不足が深刻化する中、女性や高齢者、障害者、外国人等の多様な人材の重要性が高まっており、就業者数はいずれも増加傾向にあるものの、今後は更に潜在的労働力を掘り起こす必要があります。

- 障害者雇用は年々増加し、活躍の場や仕事の幅が広がる一方、民間企業の実雇用率は法定雇用率*2を下回っており、雇用率達成割合も半数に満たない状況となっています。
- 人手不足対応や多様な人材の活用のためには、さまざまなニーズに即した労働条件・環境に対応することができる在宅勤務やテレワーク*3、フリーランス*4、副業・兼業等の多様で柔軟な働き方が効果的ですが、現在、こうした手法を導入している事業者は多くありません。
- 大卒者の約3割、高卒者の約4割が、卒業後3年以内で離職している状況も、人手不足の要因の1つとなっており、企業ヒアリングでも「採用した若者が早期に離職してしまう」という声が聞かれました。また、新卒者の早期離職率は事業所の規模が小さいほど高い傾向が見られ、中小企業が確保した人材を職場に安定的に定着させることは喫緊の課題となっています。

推進会議や事業所アンケート、企業・団体ヒアリング等での意見

- ・ 求人募集をしても、若年者の応募が少ない（ヒアリング）
- ・ 地方都市では若い人は集まりにくく、こちらからの発信が必要（推進会議）
- ・ 「障害者雇用していない」 92%（アンケート）
- ・ 採用した若年者の早期離職（ヒアリング）

事業所が人員を確保できない要因



現状・課題を踏まえ、
今後取り組むべきこと

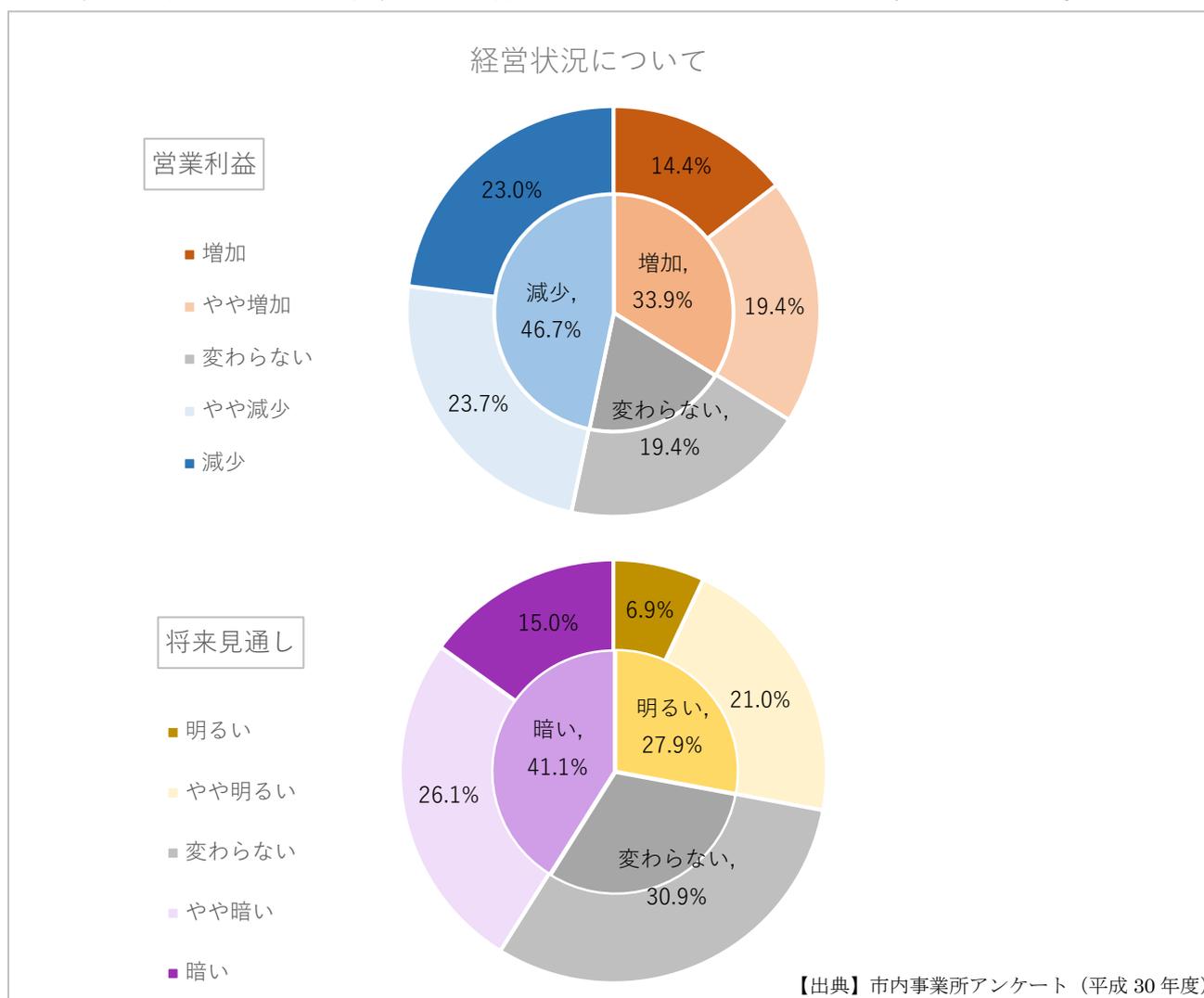
- 中小企業の若年者採用支援
- 多様な人材（女性、高齢者、障害者、外国人等）の就労支援
- 採用された人材の定着支援
- 働きやすい職場環境の創出、多様な働き方の推進

(2) 生産性の伸び悩み

(2) - ① 「稼ぐ力」の停滞

●経済全般が緩やかな回復基調にあり、中小企業の収益も増加傾向となっている一方、労働生産性*5は伸び悩んでいます。また、少子高齢化・人口減少による国内需要縮小が懸念される中、中小企業の経営上の問題点として「需要の停滞」が挙げられています。

●市内事業者のうち、営業利益が増加していると回答した事業者が 34%に対し、減少していると回答した事業者が 47%となっており、将来見通しについては、「明るい」と回答した事業者が 28%に対し、「暗い」と回答した事業者が 41%となっています。また、経営における課題・問題点として約 4 割の事業者が「受注・売上、利幅の停滞・減少・縮小」を挙げており、市場の動向など多様な需要を見据えた積極的なイノベーション*6（新製品開発や生産工程改善等）や販路開拓に取り組む必要性が増しています。

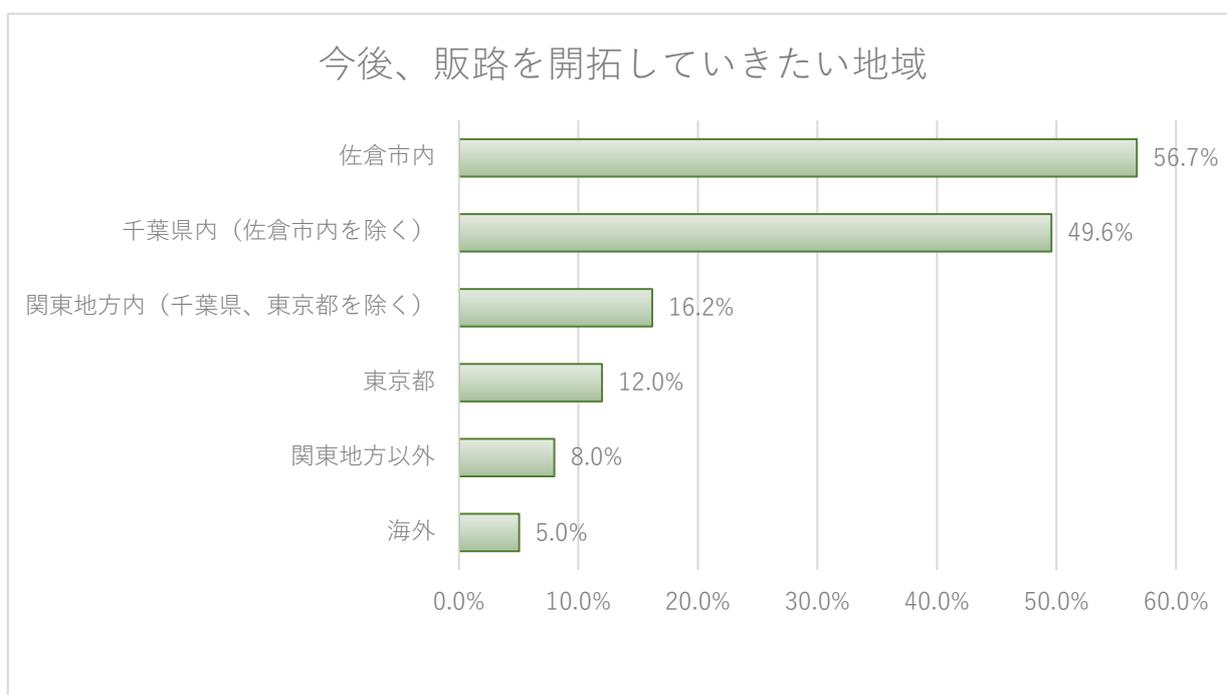


●中小企業では、生産能力拡大や品質向上を目的とした設備投資が減少していることから、設備の老朽化が進んでおり、生産性向上を妨げる要因となっています。

- 技術者の高齢化や人手不足等に伴い、技術の継承が課題になっています。技術を持つ高年齢従業員の再雇用だけでなく、継承すべき技能や業務の見える化（テキスト化・マニュアル化・IT化）等により技術の継承や効率化を円滑に進め、生産性を維持・向上することが求められます。
- 親事業者と下請企業との関係性の希薄化が進み、中小企業・小規模事業者が直接市場に向き合う必要性が増す中で、小規模事業者の多くが「営業・販路開拓」を経営課題に挙げており、人手不足に悩む中小企業にとって、販路開拓のための新規市場の把握・分析等が困難となっていることが想定されます。

推進会議や事業所アンケート、企業・団体ヒアリング等での意見

- ・今後、販路を開拓したい地域：市内 56.7%、県内（市内除く） 49.6%、関東（県、都除く） 16.2%、都 12.0%、関東以外 8.0%、海外 5.0%（アンケート）
- ・国・県の中小企業支援メニューがたくさんあるので、利用すべき。（推進会議）

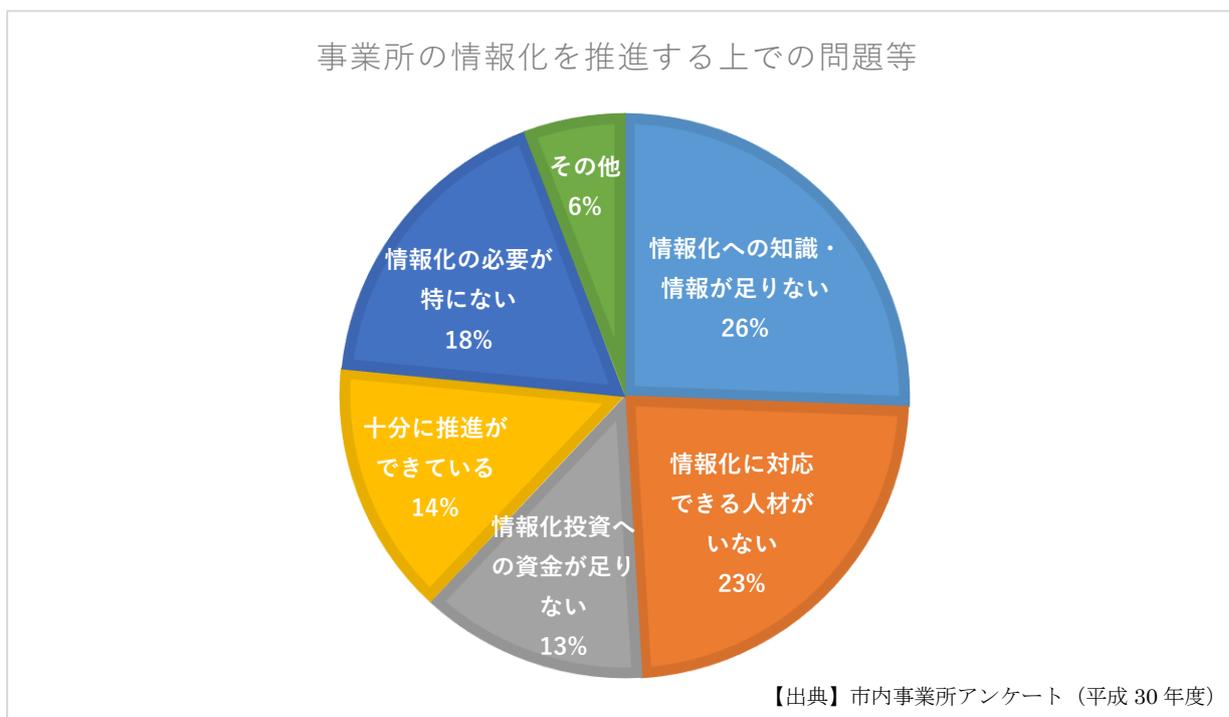


現状・課題を踏まえ、
今後取り組むべきこと

- 設備投資、技術導入に対する支援
- 経営革新、製品開発に対する支援
- 技術の承継、効率化の推進
- 販路拡大等に対する支援

(2) -② 先端技術導入への取組の遅れ

- 経済産業省の「新産業構造ビジョン」(平成 29 (2017) 年)では、AI*7、ビッグデータ*8、IoT*9等の先端技術は、「第4次産業革命技術」と位置付けられ、「都市、大企業だけでなく、地域、中小企業、高齢者にも広げることで、生産性向上、賃金上昇等好循環を日本に生み出す世界初の最適化モデルを目指す」とされています。
- 先端技術(AI、ビッグデータ、IoT等)を活用している企業は、売上高が増加している企業の割合が高く、効果が出ている一方で、先端技術の活用率は従業員規模が小さいほど低くなる傾向があります。
- 市内事業者が情報化を推進する上での課題として、「知識・情報が足りない」(26%)、「人材がいない」(23%)、「資金が足りない」(13%)が挙げられており、人材の不足や費用対効果が課題となっていることから、その有効性について周知・啓発を図るとともに、技術の習得等に係る支援を行う必要があります。



推進会議や事業所アンケート、企業・団体ヒアリング等での意見

- ・IT化等への対応が必要だが、セミナー後すぐに対応できるわけではない。(ヒアリング)
- ・詳しい人の雇用に対する支援があると良い(ヒアリング)

現状・課題を踏まえ、
今後取り組むべきこと

- 先端技術活用の有効性に係る周知・啓発
- 先端技術の習得等に係るセミナー等の開催

(3) 事業者数の減少

- 本市の事業所数は微減しており(5頁参照)、全国的に見ても企業数は減少しています。地域で活躍する事業者の減少は、下請をはじめとする関連企業に直接打撃を与えるだけでなく、地域における雇用や消費の減少等、地域社会への影響も懸念されるため、市外の企業を誘致するとともに、市内の既存企業の活性化や、創業による新たな地域経済の担い手創出等により、地域経済の活力の維持・増進を図る必要があります。
- 本市は都心・成田空港への利便性等の恵まれた立地環境を活かし、企業誘致施策を推進してきましたが、近年、市内工業団地等は空き区画がなく、企業立地の受け皿となる新たな産業用地が求められています。
- 市内の工業団地は、いずれも造成から30年～50年以上が経過し、立地企業の多くは更新投資の時期を迎えています。このことは、立地企業の工場の建替等の追加投資が期待できる反面、圏央道や外環道の開通等により利便性が向上している周辺自治体への転出という危機も孕んでいます。既存事業者が今後も引き続き市内で企業活動を続けられるよう、支援の充実や工業団地のインフラ改善等を図る必要があります。
- 新たな地域経済の担い手創出については、産業競争力強化法(平成25年施行)に基づく創業支援事業計画を策定し、積極的な支援を行っており、今後も継続的な支援や拠点の提供、啓発等を推進する必要があります。
- 市内事業所の経営における課題・問題点として「後継者の不足」(18.9%)が上位に挙げられています。経営者の高齢化や後継者難によって、業績や資金面に課題のない事業者が廃業することを防ぐため、事業承継を進めることが求められます。後継者の育成には相当期間を要することから、経営者に早期の段階からの準備を促すとともに、後継者のいない事業者に対して千葉県事業引継ぎ支援センター*10の活用等の支援を行う必要があります。

推進会議や事業所アンケート、企業・団体ヒアリング等での意見

- ・後継者の有無:「すでに決まっている」25%、「自分の代で廃業するので必要ない」22%、「現段階で決める必要はない」41%、「決まっておらず困っている」8%(アンケート)
- ・事業承継について支援機関への相談の有無:「相談したことはない」72%(同上)
- ・次期後継者を見つけるのに10年かかった(ヒアリング)
- ・事業承継に関する情報が周知されていない(推進会議)

現状・課題を踏まえ、
今後取り組むべきこと

- 新たな事業者の増加
 - ・企業誘致事業の推進、創業支援事業の推進
- 既存事業者の継続支援
 - ・既存企業の再投資支援、事業承継支援

◆ 農業

(1) 農業者の減少や高齢化

- 本市の農業従事者は平成 12 年から平成 27 年までの 15 年間で約半分に減少しており（7 頁参照）、国と同様の傾向となっています。また、平均年齢は 61 歳と、国の 67 歳と比べ 6 歳程度低いものの、約 7 割が 65 歳以上となっており、今後、現役世代のリタイアによる農業従事者の大幅な減少が予想されます。
- 一方、全国の 49 歳以下の新規就農者数の推移は、平成 27 年 23,030 人をピークに平成 30 年 19,290 人と減少傾向となっています。生産年齢人口の減少に伴い他産業においても人材不足となっていることから、新規就農による農業者の確保は、今後さらに難しくなることが懸念されます。

| 農業従事者アンケートでの意見 | | 【自由意見】 |
|----------------|-------|---|
| 年齢構成 | | |
| 15～29 歳 | 0.2% | <ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者が高齢化しており、耕作放棄地が増える ・今の農業は、高齢者が多くなり心配である。 ・有能な人材を外部から探し出し、育成してほしい。 ・水田が耕作できなくなってきた。耕作者をお世話していただけるとありがたい。 ・企業等の法人の参加を進めるしかないのではないか。 ・最近、退職後農家が増えているように感じる。 ・若い人の姿が見られない。 ・家族経営などの小さな農家や新規就農者向けの支援を強化してほしい。 |
| 30～39 歳 | 1.3% | |
| 40～49 歳 | 4.4% | |
| 50～59 歳 | 10.3% | |
| 60～69 歳 | 36.0% | |
| 70～79 歳 | 29.1% | |
| 80～84 歳 | 9.7% | |
| 84 歳以上 | 8.7% | |
| 無回答 | 0.3% | |
| 後継者の状況 | | |
| 後継者あり（すでに就農） | 6.2% | |
| 後継者あり（未就農） | 10.6% | |
| 後継者は必要だがいない | 20.5% | |
| 後継者はいない（必要ない） | 40.2% | |
| 未定 | 17.4% | |
| その他 | 2.1% | |
| 無回答 | 2.8% | |

現状・課題を踏まえ、
今後取り組むべきこと

農業の担い手の確保と強化

- ・農業経営改善に対する支援
- ・新規就農に対する支援

(2) 農業の収益性低下

- 食の欧米化や多様化等により、コメの消費は一貫して減少しており、販売価格も長年低迷を続けています。本市においても、首都圏に近い有利性は薄れてきており、また、人口減少社会の中、今後も大幅な価格上昇は期待できないと考えられます。
- 肥料・農薬等の資材費や光熱水費の高騰により、農業全般において収益性の確保が困難になっています。また、生産規模の拡大を図る経営体においては、水利費等の固定費が経営の圧迫要素となっており、規模拡大によるスケールメリットの発揮が困難となっています。
- 輸入農産物との競合や産地間競争の激化等により、規模拡大で収益性を確保する生産構造の実現も難しくなっており、生産拡大が頭打ちになっています。

| 農業従事者アンケートでの意見 | | |
|---------------------|-------|---|
| 農家の年間販売額 | | 【自由意見】 |
| 0円 | 42.6% | <ul style="list-style-type: none"> ・大型農機の更新で、多額の費用がこれからかかる。財政的な支援を期待する。 ・農業機械が高すぎる。修理する人も不足。 ・マイナスコストが多く、そろそろやめたい。 ・小規模農家で経営は成り立たず。現在の米価では大赤字です。 ・農業はたちうちできない産業になりかねない。農業の生産性を高めていかないと。また、収入も確保できるように行政に願うばかりです。 |
| 1円以上 50万円未満 | 20% | |
| 50万円以上 100万未満 | 9.5% | |
| 100万円以上 500万円未満 | 14.2% | |
| 500万円以上 1,000万円未満 | 4.4% | |
| 1,000万円以上 5,000万円未満 | 3.8% | |
| 5,000万円以上 1億円未満 | 0.8% | |
| 1億円以上 | 0.2% | |
| 無回答 | 4.5% | |

現状・課題を踏まえ、
今後取り組むべきこと

競争力のある農産物の生産

- ・差別化した農産物の生産推進
- ・農産物の認知度や付加価値の向上

(3) 生産基盤の整備の遅れ

- 競争力強化に向けて農業生産に係るコスト削減を図っていくためには、生産地（農地）の分散や、用水や排水の整備不足・農業機械の能力不足等の対策を進める必要がありますが、生産設備等の整備には多額の費用が掛かることも多く、後継者のいない農家や土地持ち非農家の割合の高い本市においては、これらの生産基盤の整備がなかなか進んでいません。
- 土地改良事業は、約40年前を中心に実施されていることから、現在の農業機械に対応できていない状況があるため、規模拡大を目指す農業者も、小区画の農地や分散している農地は借り受けや請負を敬遠する傾向にあります。
- 高収益性農業として展開されている農業用ハウスによる野菜栽培や果樹栽培等は、コメに比べ災害時の被害が大きく、特にハウス等の施設や資器材の被害は膨大になるというリスクを抱えています。

| 農業従事者アンケートでの意見 | | |
|---------------------|-------|---|
| 経営耕地面積 | | 【自由意見】 |
| 1a 未満 | 5.6% | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢で作業が困難になった場合、農地をどうしたらよいか、教えていただきたい。 ・農地の大規模化と組織化を早急に検討すべき。 ・作りづらい農地は放棄地のまま残ってしまう。 ・水田のある場所が売りづらい場所であるが、条件等が揃えばすぐにでも売りたい。 ・農地の集約化を進め、効率化を図る。 ・ほ場を一町歩、一町五反ぐらいにする希望。 ・農地の大区画推進のための農業法人の設立、民間法人の農業参入等の自由化の検討 ・農用地区域の設定の見直し、大規模区画整理の推進 |
| 1a 以上～10a 未満 | 10.3% | |
| 10a 以上～30a 未満 | 15.6% | |
| 30a 以上～50a 未満 | 10.1% | |
| 50a 以上～100a 未満 | 17.1% | |
| 100a 以上～300a 未満 | 19.7% | |
| 300a 以上～500a 未満 | 3.8% | |
| 500a 以上～1,000a 未満 | 3.4% | |
| 1,000a 以上～3,000a 未満 | 2.5% | |
| 3,000a 以上～5,000a 未満 | 0.6% | |
| 5,000a 以上 | 1.0% | |
| 無回答 | 10.2% | |

現状・課題を踏まえ、
今後取り組むべきこと

生産性が高い農業生産基盤の整備

- ・担い手への農地の集約化
- ・農地の整備

(4) 経営、災害等のリスク増加

- 本市は首都圏に近い立地から、かつては収益性の高いコメの生産地として発展してきましたが、コメ消費の減少に伴う価格低迷、米以外の高付加価値作物の生産が困難な土地条件、産地形成が不十分であることによる有利販売の困難等の課題があり、農業経営における収益性の確保が困難になってきています。
- 本市は、「数年に1度」と言われるレベルの浸水被害等、元より災害リスクが高い地域と考えられますが、近年の気候変動による極端な気象現象の増加は、令和元年の大規模な台風、洪水被害により、今後も、農業経営への大きなリスクとなっていくことが現実的なものとして実感されました。
- 鳥獣被害は、営農意欲の喪失に留まらず、CSF（豚コレラ）や鳥インフルエンザの蔓延等、防疫上も大きなリスクとなってきました。また、その地域だけの対策では十分な対応ができず、市域、県域を超えた広域的かつ戦略的な対応が必要となります。

現状・課題を踏まえ、
今後取り組むべきこと

災害などに強い農業の推進

- ・ 野生鳥獣からの農作物被害防止
- ・ 経営・災害リスク等への備え





佐倉第三工業団地



産業まつり「佐倉モノづくり Festa」

第 2 章

第 2 次ビジョンの取組方向及び講じる施策

第2章 第2次ビジョンの取組方向及び講じる施策

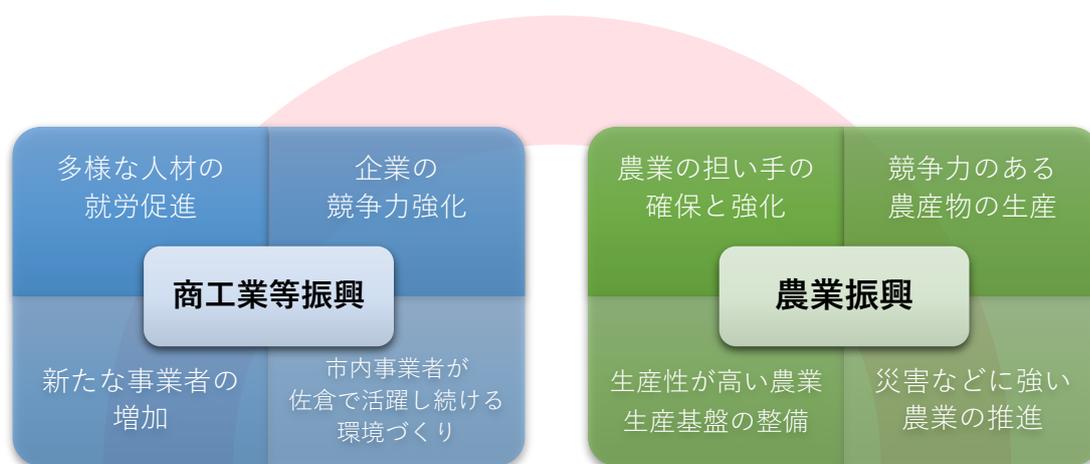
<第2次ビジョンで目指すまちの姿>

『人がうまれ 職がうまれ にぎわいがうまれるまち 佐倉』

第2次ビジョンは、農・商・工をはじめとする市内各産業の経営安定化や生産性の向上、多様な人材（女性、高齢者、障害者、外国人等）が働きやすい環境の創出、後継者や担い手の確保・育成、企業誘致・創業促進等による新たな経済循環の創出等、ものづくりやそれに携わる人づくりを支援することで、産業の持続的な活性化を図るとともに、歴史・自然・文化に代表される佐倉独自の資源を活かした観光振興施策を推進することで交流人口が増加し、佐倉のまちににぎわいがうまれることを目指します。

<第2次ビジョンの取組方向及び講じる施策>

前章で示した現状・課題に対する取組の方向性として、以下の基本方針を定め、これに沿った産業振興施策を推進します。



『人がうまれ 職がうまれ にぎわいがうまれるまち 佐倉』

◇商工業等振興

基本方針（１） 多様な人材の就労促進

施策（１）－① 多様な人材と企業とのマッチング

生産年齢人口の減少、大卒予定者や転職者の大企業志向等により、中小企業の人手不足が深刻化する中、女性や高齢者、障害者、外国人等の多様な人材の重要性が高まっていることから、成田公共職業安定所、県、商工会議所等の関係機関と連携し、企業とのマッチング機会の創出や情報収集・発信等を行い、就労を支援します。

| 取組 | 主な取組内容 |
|----------------------------------|---|
| 取組１ 関係機関との連携による企業とのマッチング機会の創出 | ○地元就職志向の高校生及び進路指導担当教諭と企業との繋がりを深める「高等学校と企業との就職情報交換会」（主催：成田公共職業安定所、佐倉・千葉・成田商工会議所）の開催を支援します。 |
| | ○厚生労働省の若年者地域連携事業*11 と連携し、市内事業所の協力を得て、地元で働きたい若年者を対象とする「合同企業説明会」の開催等について検討します。 |
| | ○「新卒応援ハローワーク*12」と連携し、若年者の就労を支援します。 |
| | ○民間企業との連携により、高齢者対象の就業説明会を開催します。 |
| | ○千葉県外国人介護人材支援センター*13 と連携し、外国人介護人材の就労支援を行います。 |

施策（１）－② 中小企業の若年者採用支援

中小企業の人手不足が深刻化する中、特に新卒をはじめとする若年者の採用が困難となっていることから、市内企業の若年者採用を支援するため、求人・求職のマッチングや、中小企業が持つ魅力や特色を若年者に伝えていく取組の強化等を図ります。

| 取組 | 主な取組内容 |
|------------------|--|
| 取組２ 市内企業の魅力発信 | ○産業まつりの工業展や即売会で市内企業のPRを行うとともに、近隣の高等学校等の学生・進路指導担当教諭の来場を促進します。 |
| | ○若年者が市内企業を知りイメージを持つ契機として、市内企業及び教育委員会・高等学校等の協力を得て、企業見学会やインターンシップ等を実施・拡大します。 |
| 取組３ 市内企業への支援 | ○若年者の採用・育成に積極的で、若年者の雇用管理の状況等が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定*14 制度」の普及・啓発を行います。 |

施策（１）－③ 女性、高齢者の就労支援

生産年齢人口が減少する中で、高齢者や結婚・出産を機に離職した女性の就労等により、労働力人口は増加しています。本市においても、この潜在的な労働力は大きいものと推察されるため、女性や高齢者を対象とした就業セミナーを開催するとともに、多様な働き方を推進するコラボサクラ*15の利便性向上や機能の周知・啓発等を行い、就労を支援します。

| 取組 | 主な取組内容 |
|---------------------------------|--|
| 取組４ 女性、高齢者の 就労情報提供 | ○千葉県ジョブサポートセンター*16 や成田公共職業安定所（生涯現役支援窓口*17、マザーズコーナー*18）等と連携し、セミナーや情報提供等を行います。 |
| | ○成田公共職業安定所と連携して「地域職業相談室」（ミレニアムセンター佐倉内）を運営し、市内企業等の求人情報を紹介します。 |
| 取組５ コラボサクラの 活用による就労 促進 | ○民間の子育て関連施設等との連携によりコラボサクラの機能を向上し、子育て世代の施設利用及び就労を促進します。 |
| | ○市民カレッジ等で、コラボサクラの施設紹介（コワーキングスペース*19等）を行い、シニア世代の施設利用による就労を促進します。 |

施策（１）－④ 障害者の就労支援

市内企業の障害者雇用を推進するため、千葉障害者職業センター*20 や障害福祉に携わる方等と連携した取組の強化を図り、障害者雇用が進んでいない業種での雇用事例の紹介を行うとともに、法定雇用義務のある企業だけでなく、従業員数が少ない中小企業での雇用を促進します。

| 取組 | 主な取組内容 |
|-------------------------|---|
| 取組６ 企業の障害者 雇用への支援 | ○千葉障害者職業センターや障害福祉に携わる方等と連携し、事業者の障害者雇用や雇用管理、復職に係る相談及び情報提供等を行います。 |
| | ○「障害者雇用促進奨励金」等を活用し、障害者の雇用機会拡大を図ります。 |
| | ○障害者についての理解を深めるとともに、障害者の雇用や定着に係る課題や取組について検討するため、市内事業者と障害福祉に携わる方等の意見交換会を開催します。 |
| | ○千葉障害者職業センターと連携し、ジョブコーチ（職場適応援助者）の派遣や相談対応等を行い、障害者の職場定着を支援します。 |

施策（１）－⑤ 人材の定着支援

中小企業における新規採用者の早期離職は、人手不足に直結するだけでなく、企業内における技能・技術の継承に支障をきたす懸念があることから、企業における人材の定着率を高めるため、職場満足度を向上させる環境整備を支援するとともに、中小企業が個々で取り組むことが困難な人材育成や能力開発に係る機会の創出等を図ります。

| 取組 | 主な取組内容 |
|----------------------------------|--|
| 取組 7 職場満足度を高める環境整備支援 | ○商工会議所や工業団地連絡協議会、千葉県よろず支援拠点*21 等と連携し、企業の職場環境向上・改善に関するセミナー等を開催するとともに、相談支援体制の充実を図ります。 |
| | ○中小企業における従業員の福祉増進・雇用安定・定着に有効な「中小企業退職金共済制度*22」への加入を推進するため、制度の普及・啓発を行うとともに、利用事業者に対して補助金を交付します。 |
| 取組 8 人材育成や能力開発に係る機会の提供 | ○商工会議所や工業団地連絡協議会等と連携し、中小企業従業員を対象として、階層別（新人・中堅・管理職等）の合同研修会の開催等について検討します。 |
| | ○商工会議所や工業団地連絡協議会等と連携し、中小企業従業員を対象とする資格取得講習会の開催等について検討します。 |
| 取組 9 職場環境を事前に知る機会の提供 | ○若年者の雇用ミスマッチによる早期離職等の課題に対応するため、学校から職場・社会へ円滑に移行する手段の一つとして、市内企業及び教育委員会・高校等の協力を得て、企業見学会やインターンシップ等を実施・拡大します。 |

施策（１）－⑥ 働きやすい職場環境の創出、多様な働き方の推進

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、育児や介護との両立等、働く方のニーズの多様化に対応するため、働きやすい職場環境の整備や労働時間、勤務場所等の制限にとらわれない多様な働き方が求められています。

このため、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方であるテレワーク、フリーランス等を推進するための活動拠点としてコラボサクラの有効活用を図ります。

また、女性の出産・子育て等による離職を抑制する職場づくりを啓発するとともに、コラボサクラにおいて民間の子育て関連施設との連携を図ることで、子育て世代が活用しやすい環境を整備します。

さらに、県と連携して、働き方改革（長時間労働の是正、多様な人材の活用等）を推進する事業者を対象とする各種の取組を推進します。

| 取組 | 主な取組内容 |
|----------------------------------|--|
| 取組 10 テレワーク、フリーランス等の推進 | ○職務、勤務地、労働時間等にとらわれない多様な働き方（在宅勤務やテレワーク、フリーランス、副業・兼業等）に関するセミナーを開催し、市内の事業者、就労者双方にその有効性を啓発します。 |
| | ○テレワーク、フリーランス等の拠点としてコラボサクラのコワーキングスペースの周知・啓発を積極的に行い、活用を促進します。（テレワーク等導入企業への営業等） |
| | ○働き方改革（長時間労働の是正、多様な人材の活用等）を進める企業を対象とする登録・表彰制度の創設等について検討します。 |

| | |
|--------------------------------------|--|
| 取組 1 1 女性が活躍できる環境創出 | ○優良な子育てサポート企業に与えられる厚生労働省の「くるみん認定制度*23」を普及・啓発するとともに、その取得を支援します。 |
| | ○女性の活躍推進の状況などが優良な企業に与えられる厚生労働省の「えるぼし認定制度*24」を普及・啓発するとともに、その取得を支援します。 |
| | ○企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供する保育施設を設置できるよう、国の「企業主導型保育事業」*25の周知を行います。 |
| | ○働き方改革（長時間労働是正、多様な人材活用等）を進める企業を対象とする登録・表彰制度の創設等について検討します。＜再掲＞ |
| | ○民間の子育て関連施設等との連携によりコラボサクラの機能を向上し、子育て世代の施設利用及び就労を促進します。＜再掲＞ |
| 取組 1 2 事業者の働き方改革促進 | ○県と連携し、働き方改革を推進する事業者のためのアドバイザー派遣や相談会、啓発セミナーの開催等を行います。 |
| | ○働き方改革（長時間労働是正、多様な人材活用等）を進める企業を対象とする登録・表彰制度の創設等について検討します。＜再掲＞ |



子育てサポート企業
「くるみんマーク」



女性活躍推進企業「えるぼし」
認定最高位認定マーク

基本方針（２） 企業の競争力強化

施策（２）－① 設備投資、技術導入に対する支援

中小企業の業況は回復傾向となっておりますが、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあります。今後、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等厳しい事業環境を乗り越えるべく、老朽化設備を生産性の高い設備に一新し、事業者の労働生産性の飛躍的な向上を図るため、生産性向上特別措置法に基づく「佐倉市導入促進基本計画」により中小企業が行う老朽化設備の更新を支援します。

併せて、中小企業に国・県の支援策等に関する周知・啓発を図り、設備投資等を促進します。

| 取組 | 主な取組内容 |
|---------------------------------------|---|
| 取組 1 3 国・県・商工会議 所等との連携に よる支援 | ○中小企業が生産性向上、省力化、深刻な人手不足の状況への対応のために「先端設備等導入計画*26」に基づいて行う老朽化設備の更新、先端設備の導入を支援します。 |
| | ○地域の事業者等に経済的波及効果を及ぼす「地域未来牽引企業*27」と連携し、地域特性を活かして高い付加価値の創出を目指す企業を支援します。 |
| | ○中小企業が取り組む生産性向上に係る設備投資等を支援するため、認定経営革新等支援機関（認定支援機関）*28 と連携し、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）*29」の活用を促進します。 |
| | ○設備投資、技術導入を検討している事業者に対して、商工会議所の経営相談窓口や各種経営相談会、「よろずサテライト（30 頁参照）」等を周知し、活用を促進します。 |

施策（２）－② 販路拡大等に対する支援

中小企業が事業の持続的発展のために行う販路開拓等を支援するため、国・県の支援策の活用や、県との連携による広域的な商談会への参加促進を図ります。

また、千葉県産業振興センターや商工会議所等と連携し、中小企業が行う販路開拓等を支援するとともに、相談支援体制の充実を図ります。

| 取組 | 主な取組内容 |
|---------------------------------------|--|
| 取組 1 4 国・県・商工会議 所等との連携に よる支援 | ○販路拡大に活用できる国の支援（小規模事業者持続化補助金*30 等）を周知します。 |
| | ○企業の広域的な取引のきっかけづくりや新たなビジネスチャンスの創出を支援するため、県と連携し「九都県市合同商談会」への参加を事業者に促し、新規販路開拓を支援します。 |

| | |
|---------------------------------|---|
| | ○商工会議所と連携して「経営発達支援計画*31」を策定し、地域経済動向等の情報提供や経営状況分析、事業計画の策定・実施、販路開拓等、小規模事業者の経営について支援します。 |
| | ○販路拡大等を検討している事業者に対して、商工会議所の経営相談窓口や各種経営相談会、よろずサテライト等を周知し、活用を促進します。 |
| 取組 15 市内事業者の 産品 PR | ○県との協調により、都心等の大きなマーケットで市内事業者の産品等を PR します。 ○市内産品の販路獲得を促進するため、市内の集客拠点等における産品販売所等の設置を検討します。 |

施策（２）－③ 経営革新に対する支援

千葉県産業振興センターや商工会議所等と連携し、経営革新を目指す事業者を支援するとともに、「経営革新計画*32」の作成等の相談支援体制の充実を図ります。

| 取組 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 取組 16 国・県・商工会議 所等との連携に よる支援 | ○千葉県産業振興センター等と連携し、経営革新計画を作成して経営の向上を目指す事業者を支援します。(低利融資や各種補助制度の活用、専門家派遣等) ○経営革新を行う事業者に対し商工会議所の経営相談窓口や各種経営相談会、よろずサテライト等を周知し、活用を促進します。 ○商工会議所と連携して「経営発達支援計画」を策定し、地域経済動向等の情報提供や経営状況分析、事業計画の策定・実施、販路開拓等、小規模事業者の経営について支援します。＜再掲＞ |

施策（２）－④ 地域資源等を活用した新商品の開発

令和元年に発表した中小企業地域資源活用促進法に基づく「ふるさと名物応援宣言*33」に基づき、地域ゆかりの農産物や加工品、観光地等の地域資源を活用した事業者の商品開発や販路開拓等を支援し、地域ブランド力の創出・向上を図ります。

| 取組 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 取組 17 国・県・商工会議 所等との連携に よる支援 | ○国・県との連携により、「ふるさと名物応援宣言」に基づく商品開発や販路開拓等を支援します（補助金等の活用や人材育成等）。 ○佐倉商工会議所が実施する地域資源を活用した取組（「佐倉 Y.M.O.プロジェクト*34」等）を支援し、新商品・新製品・新メニューの開発、定着、拡大を図ります。 ○地域資源等を活用した新商品の開発等を検討している事業者に対して、商工会議所の経営相談窓口や各種経営相談会、よろずサテライト等を周知し、活用を促進します。 |

施策（２）－⑤ 先端技術を活用した生産性向上等の推進

中小企業が生産性向上や付加価値の創出、働き方改革の推進等を積極的に支援するため、県と連携して、先端技術（IoT・AI等）の活用に係る周知・啓発を図るとともに、導入に向けた支援を行います。

| 取組 | 主な取組内容 |
|------------------------------|---|
| 取組 18 国・県・商工会議所等との連携による支援 | ○県と連携して、IoT・AIに関する啓発から技術習得、事業所での活用までを目指すセミナー開催、相談、専門家派遣等を行います。 |
| | ○先端技術を活用した生産性向上等の推進を検討している事業者に対して、商工会議所の経営相談窓口や各種経営相談会、よろずサテライトを周知し、活用を促進します。 |
| | ○商工会議所と連携して「経営発達支援計画」を策定し、小規模事業者の経営に係る支援（地域経済動向等の情報提供や経営状況分析、事業計画の策定・実施、販路開拓等）を展開します。＜再掲＞ |

施策（２）－⑥ 企業連携による製品開発等に対する支援

中小企業が単独では取り組むことが難しい新商品の開発や共同研究、展示会への出展、情報システムの導入等について、複数の企業等が連携して取り組めるよう、千葉県中小企業団体中央会等と連携した支援を行います。

| 取組 | 主な取組内容 |
|----------------------------|--|
| 取組 19 県・商工会議所等との連携による支援 | ○千葉県中小企業団体中央会と連携し、中小企業の連携グループ（中小企業組合等）が行う生産性向上、取引力強化、海外展開、既存事業分野の活力向上、情報化促進、技術・技能の継承等を支援します。 |
| | ○商工会議所、工業団地連絡協議会と連携し、中小企業の課題解決のための合同研修会の開催等に係る検討を行います。 |

基本方針（３） 新たな事業者の増加

施策（３）－① 創業者の増加・育成

創業者の増加・育成を図るため、創業支援等事業計画に基づき、商工会議所や千葉県信用保証協会、県、金融機関等と連携しながら、継続的に支援します。

また、創業者の活動拠点として、コラボサクラのコワーキングスペースや空き店舗等出店促進補助金の利用促進を図ります。

| 取組 | 主な取組内容 |
|----------------------|---|
| 取組 2 0 創業支援等事業 | ○商工会議所との連携による「佐倉起業塾」や信用保証協会との連携による「創業スクール」等を開催し、創業意識啓発や知識習得の機会を提供します。 |
| | ○商工会議所の創業専門相談窓口「mebuc さくら」や金融機関、県、よろずサテライト等と連携し、創業者のステップに合わせた相談に対応します。 |
| | ○創業者のネットワーク作りを支援するため、ビジネス交流会等を開催します。 |
| 取組 2 1 コラボサクラ等の活用 | ○創業者の活動拠点として、コラボサクラのコワーキングスペースの活用や空き店舗等出店促進補助金の利用促進を図ります。 |
| | ○コラボサクラにおいて、市内の支援機関・先輩経営者・有識者等からなる支援ネットワークを組織し、創業者との交流機会を提供することで、人脈づくりや創業に関する知識・経験をフォローします。 |

施策（３）－② 新たな産業用地等の確保

企業進出の新たな受け皿として、市街化調整区域の産業適地（佐倉インターチェンジ周辺や国道 51 号沿道、既存工業団地周辺等）における用地創出の可能性について、関係部署と連携して検討を行います。

また、コラボサクラのシェアオフィス*³⁵等を活用し、オフィス系企業等の進出を支援します。

| 取組 | 主な取組内容 |
|------------------------------|---|
| 取組 2 2 市街化調整区域における産業用地の検討 | ○佐倉インターチェンジ周辺や国道 51 号沿道、既存工業団地周辺等の市街化調整区域内の産業適地における用地創出の可能性について、関係部署と連携して検討を行います。具体的に土地利用が図られる際には、県と連携した取組（産業用地整備事業補助金の活用等）を進めます。 |
| 取組 2 3 コラボサクラ等の活用 | ○オフィス系企業等が進出できる施設として、コラボサクラのシェアオフィス等を活用します。 |

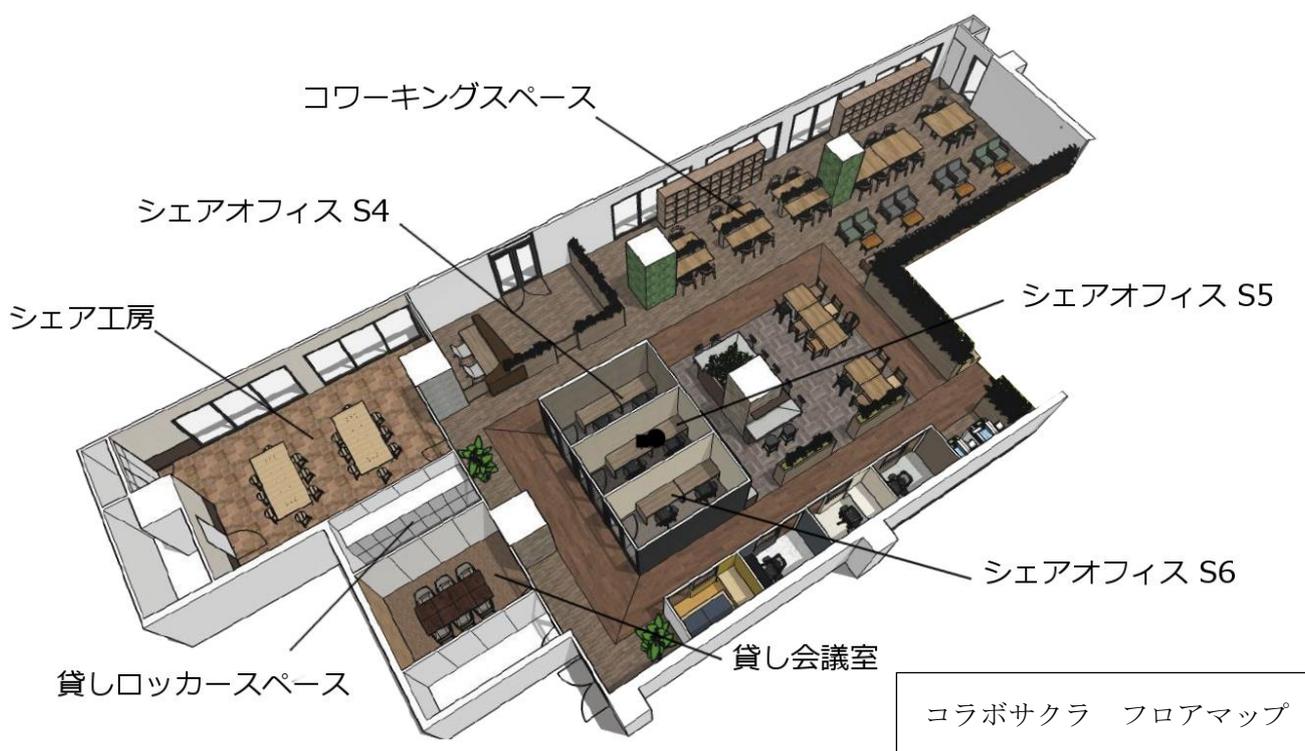
施策（3）－③ 誘致企業に対する支援

市外企業の市内への進出を促進するため、本市の特性（都心や空港からのアクセスの良さ、快適な住環境等）を活かした企業誘致を、周辺環境との調和を図りながら進めます。

進出企業には、企業誘致助成金を交付するとともに、企業支援ワンストップサポートデスク（市産業振興課内に設置）で進出相談から開発等に伴う各種行政手続、進出後のフォローに至るまで一貫した対応を行います。

また、現行の企業誘致助成金制度の対象業種が製造業や物流業等となっていることから、更なる誘致推進のため、対象業種の拡大等について検討します。

| 取組 | 主な取組内容 |
|-------------------------------|---|
| 取組 2 4 企業誘致制度の活用・拡大 | ○市外企業の進出を促進するため、工場の新設等に対して企業誘致助成金（固定資産税・都市計画税額分の助成、地元雇用促進奨励等）等により支援します。 |
| | ○企業誘致助成金を活用するとともに、企業支援ワンストップサポートデスクで進出相談に対応し、開発や環境配慮等に伴う各種行政手続等を支援します。 |
| | ○現行の企業誘致助成金制度を見直し、対象業種の拡大（オフィス系企業等）を検討します。 |



基本方針（４） 市内事業者が佐倉で活躍し続ける環境づくり

施策（４）－① よろずサテライト等の積極的な活用

広く中小企業・小規模事業者や創業者等の相談に応じ、経営課題の分析や売上拡大につながるアドバイス等を行う中小企業庁が設置する千葉県よろず支援拠点のサテライト相談所（以下「よろずサテライト」）や、日本政策金融公庫の出張相談会等を活用して企業の経営支援を行い、市内における経営相談機能の強化を図ります。

| 取組 | 主な取組内容 |
|-------------------------------|--|
| 取組 25 よろずサテライトの活用促進 | ○よろずサテライトの機能（中小企業の経営改善、税務、広報等さまざまな経営に係る相談等）を市内企業に周知し、積極的な活用を促進します。 |

施策（４）－② 既存企業の新たな取組支援

商工会議所や工業団地連絡協議会、金融機関をはじめとする認定支援機関等と連携して市内既存企業の課題や支援ニーズの把握に努めるとともに、よろずサテライト等との連携による支援を行います。

| 取組 | 主な取組内容 |
|---------------------------|---|
| 取組 26 既存企業の取組支援 | ○商工会議所や工業団地連絡協議会、金融機関をはじめとする認定支援機関等と連携して市内既存企業の課題やニーズ把握に努めます。 |
| | ○千葉県産業振興センター等と連携し、経営革新計画を作成して経営の向上を目指す事業者を支援します。（低利融資や各種補助制度の活用、専門家派遣等）＜再掲＞ |
| | ○商工会議所、よろずサテライト等との連携により、企業が抱えるさまざまな経営課題に対する経営相談に対応します。 |
| | ○商業者が取り組む新規顧客獲得等に係る取組について、街中にぎわい推進事業等の活用により支援します。 |

施策（４）－③ 既存企業の定着・再投資に対する支援

市内既存企業の施設老朽化等に伴う更新投資を促進し、企業の市内定着や生産性向上を図るため、工場の増設や機械の高度化等を行う企業に対して支援します。

また、風水害や震災等の影響に備える事業継続力の強化について事業者へ啓発を行うとともに、取組を支援します。

| 取組 | 主な取組内容 |
|----------------------------------|---|
| 取組 27 既存企業の活動に係る助成、融資等 | ○市内既存企業の施設老朽化等に伴う更新投資を促進するため、工場の増設や機械の高度化等に対して企業誘致助成金(固定資産税額分の助成、地元雇用促進奨励、緑化推進奨励等)等により支援します。 |
| | ○中小企業資金融資制度及び利子補給制度の活用により、事業者の資金調達の円滑化を図ります。 |
| | ○自然災害等のリスクに備える重要性について啓発を行うとともに、千葉県産業振興センター等と連携し、市内事業者の事業継続力強化計画*36策定及び計画に基づく取組を支援します。 |
| | ○本市で行われている伝統的工芸や技法等を保存するため、事業者の希望に応じて県指定伝統的工芸品等に推薦するとともに、伝統的工芸品産業保存育成事業補助金による支援や産業まつり等での事業紹介等を行います。 |
| | ○商工会議所、よろずサテライト等との連携により、企業が抱えるさまざまな経営課題に対する経営相談に対応します。〈再掲〉 |

施策(4) - ④ 事業承継・M&A 支援

中小企業の事業承継を支援するため、千葉県事業引継ぎ支援センターや商工会議所、千葉県よろず支援拠点、認定支援機関等と連携し、経営者の事業承継に対する意識を喚起するとともに、相談機能の積極的な活用を促進します。

| 取組 | 主な取組内容 |
|---------------------------|--|
| 取組 28 相談支援体制の充実 | ○中小企業の事業承継を支援するため、千葉県事業引継ぎ支援センターと商工会議所共催の「事業承継出張相談会」やよろずサテライト等を周知し、積極的な活用を促進します。 |
| | ○経営者の事業承継に係る意識を喚起するため、千葉県事業引継ぎ支援センターや商工会議所、千葉県よろず支援拠点等との連携によりセミナー等を開催します。 |

施策(4) - ⑤ 工業団地等の都市基盤の整備・維持・補修

市内の既存企業が、インフラや交通環境の悪化等を理由に周辺自治体に転出することがないように、工業団地付近の道路補修や幹線道路の渋滞対策等について、商工会議所や工業団地連絡協議会等と情報交換を密に図りながら、関係部署と連携して改善に努めます。

| 取組 | 主な取組内容 |
|----------------------------|--|
| 取組 29 工業団地等の環境改善 | ○工業団地連絡協議会との情報交換を通じて、道路・排水施設や交通環境に係るニーズの把握に努めるとともに、インフラ補修や渋滞解消等について県、警察等と連携を図り改善に努めます。 |

施策（４）－⑥ 商店会等が行う地域活性化の取組支援

商店街来訪者の増加、地域の活性化等を図るため、商店会等が行う取組に対して支援を行うとともに、国・県等が行う商店街支援策の周知・啓発を行います。

| 取組 | 主な取組内容 |
|---------------------------------|--|
| 取組３０ 商店街の活性化支援 | ○商店街のバリアフリー化や安全のための街路灯設置、にぎわい創出イベント、個店の魅力向上、人材育成、集客力向上のための情報化等に係る取組を、街中にぎわい推進事業等で支援します。 |
| | ○市外からの注目度が高いイベント（チューリップフェスタ、花火大会等）のホームページやチラシ等に市内店舗等の情報を掲載し、市外からの来店を促進します。 |
| | ○国・県による商店街支援策について、商工会議所と連携して商店会等に定期的に情報発信し、周知・啓発を図ります。 |
| | ○商店会が管理する街路灯の維持管理経費の一部を助成し、地域商店街の活性化、地域の安全性の確保を図ります。 |
| | ○商店街等の空き店舗解消を図るため、空き店舗を活用して出店する事業者に対して経費の一部を支援します。また、市内空き店舗の状況を確認するため、定期的に商店街調査を行うとともに、空き店舗と事業者とのマッチングを進めます。 |

◇農業振興

基本方針（１） 農業の担い手の確保と強化

施策（１）－① 農業経営改善支援

農業者が競争力のある農業経営体となるために作成した「農業経営改善計画」に基づき実施する取組を支援します。

| 取組 | 主な取組内容 |
|---------------------------------------|--|
| 取組 1 農業者が作成した農業経営改善計画に基づく支援 | ○農業者が作成した 5 年後の経営改善目標が記載された農業経営改善計画に基づく取組を支援します。 <経営改善目標> ①農業経営規模拡大の目標 （生産面積をどのくらいにするか 等） ②生産方式の合理化の目標 （機械設備をどのくらいにするか 等） ③経営管理の合理化の目標 （青色申告をする 等） ④農業従事者の態様等の改善目標 （休日制の導入 等） |

施策（１）－② 新規就農支援

本市は、農産物の消費地である一方、さまざまな農産物を生産できる農業地帯であること、こうした中で本市で新たに就農を希望する方が多くいることから、こうした強みを活かして、就農希望者が将来を担う農業者となるために必要な新規就農時に係る準備や、就農後の経営等について支援します。

| 取組 | 主な取組内容 |
|-------------------------------|---|
| 取組 2 新規就農又は就農後の経営支援 | ○新規就農希望者からの相談に対応します。（農地紹介、研修できる 農家紹介 等） |
| | ○新規就農時に、資材購入などの経費を支援します。 |
| | ○本市で就農した農業者の意見交換の場となる「佐倉市新規就農者の会」の活動を支援します。 |

基本方針（２） 競争力のある農産物の生産

施策（２）－① 差別化した農産物の生産推進

消費者の嗜好に対応した付加価値が高く、また他の産地と差別化の図られた独自性のある新たな農作物・新品種の導入を支援します。

| 取組 | 主な取組内容 |
|--|--------------------------------|
| 取組 3 消費者の嗜好に基づいた 新たな農産物・新品種の 導入支援 | ○新たな農作物や新品種の導入に向けた試験栽培を支援します。 |
| | ○消費ニーズ調査のための試作品の製作等への支援を実施します。 |

施策（２）－① 農産物の認知度や付加価値の向上

佐倉産農産物の強みを把握し、それを活かした市場ターゲットへの周知を支援します。また、農産物の付加価値向上を図る 6 次産業化*³⁷に必要な施設整備等を支援します。

| 取組 | 主な取組内容 |
|---|---|
| 取組 4 農産物の強みの 把握、強みを活かす市場 ターゲットへの周知支援 | ○生産者の伝えたい情報と購入者の知りたい情報をまとめた「商談会シート* ³⁸ 」の作成を支援します。 ○成分分析による農産物の機能性の評価や、環境に配慮した農産物等、市内農産物の付加価値を活かした農産物のプロモーションを実施します。 ○各種イベントを活用し、国内外への発信を強化し、市内農産物を PR します。 ○市内農産物直売所の活動を支援します。 |
| 取組 5 農産物の付加価値向上と なる 6 次産業化の支援 | ○直売や加工等、6 次産業化の取組に必要な機械の導入などを支援します。 |
| 取組 6 食育や農業体験の場の 充実 | ○食育の推進や農業体験の場を通して、農業に対する理解を深める施策を推進します。 |

基本方針（３） 生産性が高い農業生産基盤の整備

施策（３）－① 担い手への農地の集約化

生産時間の短縮等により生産性を高めるため、地域を担う農業者へ農地を集約することを推進します。

| 取組 | 主な取組内容 |
|-------------------------------|--------------------------------|
| 取組 7 地域を担う農業者への 農地集約の推進 | ○地域の担い手をどうするのか等、地域の話し合いを支援します。 |
| | ○担い手が新たに農地を借り受けることを支援します。 |

施策（３）－② 農地の整備

労働力の削減等により生産性を高めるため、スマート農業*³⁹の実践が可能な農地整備を推進します。

| 取組 | 主な取組内容 |
|-------------------|----------------------------------|
| 取組 8 スマート農業の推進 | ○スマート農業を実践するための機械導入や農地整備等を支援します。 |

基本方針（４） 災害などに強い農業の推進

施策（４）－① 野生鳥獣からの農作物被害防止

野生鳥獣による被害がある地域では、被害が発生しにくい「強い地域づくり」が必要であることから、地域ぐるみの共同活動や森林の保全などを通じ、地域を守る効果的な対策を推進します。

| 取組 | 主な取組内容 |
|-------------------------------------|--|
| 取組 9 地域ぐるみで地域を守る効果的な対策の推進 | ○野生鳥獣から農作物を守るために、地域ぐるみの共同活動や森林の保全などを通じ、被害のある地域における「捕獲」、「防護柵の設置」、「棲み家を無くす」等の取組を支援します。 |

施策（４）－② 経営・災害リスク等への備え

台風などの災害に強い農業用施設等の強靱化に資する対策を支援します。また、災害を含めた様々なリスクから農業経営を守る収入保険等への加入を促進します。

| 取組 | 主な取組内容 |
|-----------------------------|--------------------------------------|
| 取組 10 農業用施設等の強靱化 | ○台風などによる災害に強い施設に補強するため、資材経費を支援します。 |
| 取組 11 収入保険等への加入促進 | ○全ての農産物を対象に収入減少を補てんする収入保険への加入を促進します。 |

第3章

第2次ビジョンの実現に向けて

第3章 第2次ビジョンの実現に向けて

1. 各主体の役割分担と連携

産業振興施策を推進していくためには、それぞれの主体がその役割を踏まえ、相互連携を図りながら一体的かつ相乗的に進めていく必要があります。

(1) 市の役割

国や県、近隣市町、関係機関等と連携を図りながら、本ビジョンに基づく産業振興に係る施策を一体的かつ相乗的に推進するとともに、推進体制の充実を図ります。

また、定期的にビジョンの進捗状況を把握し、着実に施策を推進します。

(2) 商工会議所の役割

生産性向上、販路拡大、経営革新等に係る経営相談や各種事業等、幅広く市内事業者に対する支援を行うとともに、市と密接に連携を図り、本ビジョンの推進について積極的に協力するよう努めます。

(3) その他の産業経済団体（工業団地連絡協議会、商店会 等）の役割

市や関係機関等と産業振興等に関する意見交換等を行うとともに、本ビジョンに基づく取組に対して積極的に協力するよう努めます。

(4) 産業振興推進会議の役割

市から定期的に本ビジョンの進捗状況等に関する報告を受け、取組や成果に係る意見交換・提言等を行います。

(5) 事業者の役割

公正で自由な競争を通じて自ら事業の発展及び活性化に努めます。また、法令規定を遵守するとともに、事業活動に対する社会的要望に応えるよう努めます。

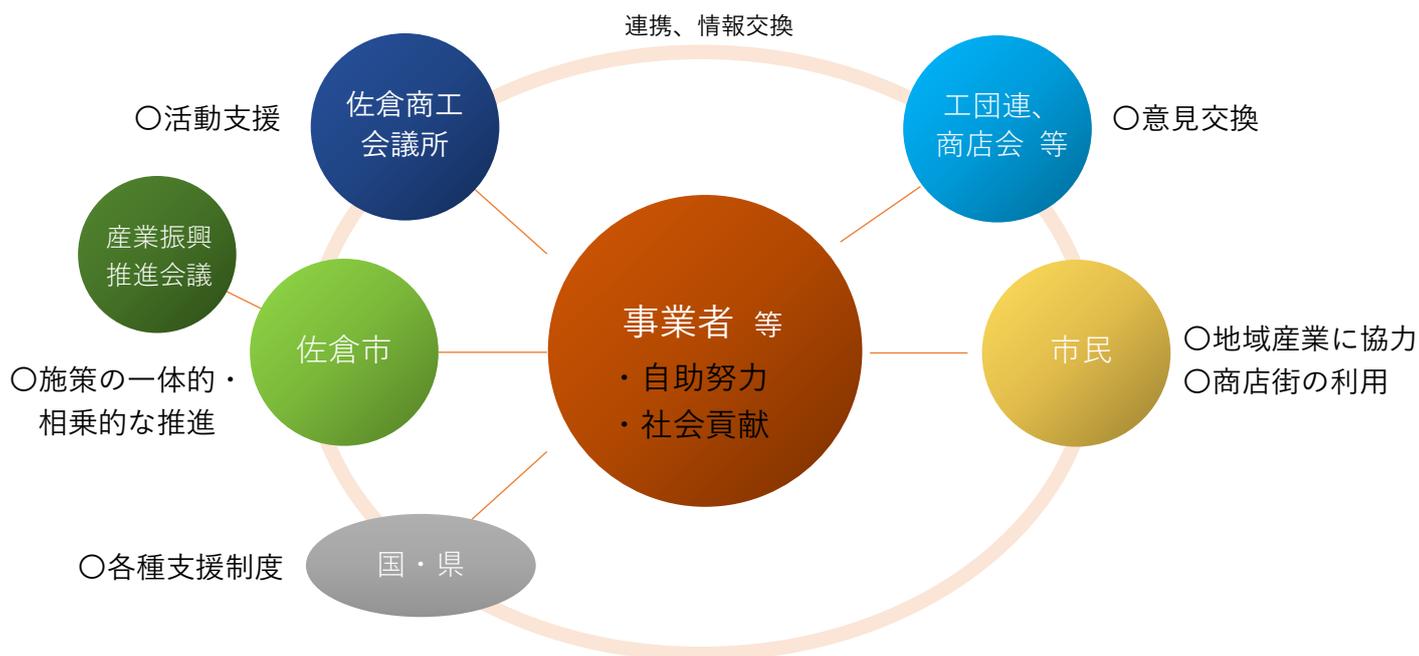
(6) 市民の協力

産業の発展が地域を活性化し市民生活の向上に寄与することを理解し、地域における産業の振興に協力するとともに、自らの消費行動が地域の産業に与える影響と効果を認識し、地産地消や、地域の商店街の利用に配慮します。

2. 国・県・市の施策の周知・啓発

国・県・市が行う施策については、わかりやすく取りまとめ、市ホームページ等で公表するとともに、事業者や農業者等に対して、産業振興に係る主要施策について説明する機会を設けるなど、制度内容等を周知・啓発することで、支援策等の利用促進を図ります。

◆「役割分担」のイメージ



3. 第2次ビジョンの進捗管理、見直し

第2次ビジョンの進捗については、令和2年度からスタートする「第2期佐倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における数値目標及び重要業績評価指標（KPI）（下表）を活用し、年次ごとの数値を把握して推進会議に報告します。

また、社会・経済情勢の変化や本市の産業を取り巻く状況など、さまざまな状況の変化、第2次ビジョンの進捗状況等により、これに位置付けられた具体的な施策・事業に修正や追加等が必要になることも想定されます。こうした事態に柔軟に対応するため、推進会議から意見を伺い、総合計画・実施計画と整合を図りながら適宜見直しを行います。

| 指標（案） | | 基準値 （平成30年度） | 目標 （令和6年度） |
|-------|----------------------|-----------------|---------------|
| 商工業等 | 市内法人数 | 3,377 法人 | 3,640 法人 |
| | 地域職業相談室における市内相談者の就職率 | 11.8% | 15.6% |
| | 企業誘致助成制度活用による市内雇用人数 | 18 人／年 | 100 人（5年間の累計） |
| | 企業誘致助成金新規利用企業数 | 3 社／年 | 10 社（5年間の累計） |
| | 起業塾（入門編）受講者の創業者数 | 7 人／年 | 35 人（5年間の累計） |
| | 商店街空き店舗等出店促進補助金の支援件数 | 3 件／年 | 35 件（5年間の累計） |
| | 地元商店街を利用する市民の割合 | 30.0% | 40.0% |
| | コラボサクラの登録者総数 | — | 400 人 |
| 農業 | 認定農業者件数 | 112 件 | 142 件 |
| | 新規就農者数 | 6 人／年 | 10 人（5年間の累計） |
| | 商談シートの作成件数 | — | 40 件（5年間の累計） |